

# 第4章

---

福岡市における  
今後の取組施策について

## 1 今後の取組施策

福岡市の今後の取組みについて、新大綱※3に基づき記載します。

本計画においては、前計画の11項目を継続するとともに、新たに「女性の自殺対策を更に推進する」を追加し、計12項目で取組みを進めていきます。

- (1) 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- (2) 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
- (3) 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る【★重点施策】
- (4) 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- (5) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
- (6) 社会全体の自殺リスクを低下させる
- (7) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ【★重点施策】
- (8) 遺された人への支援を充実する【★重点施策】
- (9) 民間団体との連携を強化する
- (10) 子ども・若者の自殺対策を更に推進する【★重点施策】
- (11) 勤務問題による自殺対策を更に推進する
- (12) 女性の自殺対策を更に推進する【新規】【★重点施策】

## (1) 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

### 1) 引き続き取り組む事項

#### ① 自殺に関する普及啓発

- 9月の自殺予防週間(9月10日から16日まで)と3月の自殺対策強化月間に、福岡市と関係団体等と連携して、市民講演会や相談会、ポスターやパネル展示等の啓発活動を行う「福岡市自殺予防推進キャンペーン」を実施します。【精神保健福祉センター】
- 市民を対象とした自殺に関する講演会・研修会の開催や、講師派遣を継続し、自殺やうつ病等に関する正しい知識の更なる普及に努めます。【県弁護士会、県精神科病院協会、県精神神経科診療所協会、大学等研究機関、リメンバー福岡※13】
- 市や精神保健福祉センターの広報誌、ホームページ、インターネット等の様々な広報媒体を活用して、自殺対策の必要性和自殺予防に資する相談窓口を広く市民に周知するような広報に努めます。【精神保健福祉センター】
- 自殺の背景にある社会的な課題(孤独・孤立、貧困等)を共有するために報道し、問題提起します。【報道機関】

#### ② うつ病等に関する普及啓発

- 各区保健福祉センターが主催するイベントにおいて、うつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及啓発を行います。【各区保健福祉センター】
- うつ病の予防や対処法について普及啓発するため、うつ病予防教育を実施します。【各区保健福祉センター】
- ライフステージの特性に合わせたうつ病に関する正しい知識の普及に努めます。【各区保健福祉センター】

### 2) 新たに取り組む事項

- 心のサポーター※21の養成を通して、メンタルヘルスの正しい知識の普及を行うことにより、早期休息・早期相談・早期受診を促進します。【保健医療局保健予防課】

## (2) 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

### 1) 引き続き取り組む事項

#### ① 各種情報の収集、分析

- 自殺関連情報について、個人情報に配慮しながら、関係機関が情報を共有・分析し、積極的に実態解明に努めます。【警察、福岡いのちの電話※14、精神保健福祉センター】
- 3次救急医療機関での自殺未遂患者全例に対する精神科的評価と心理社会的支援の実施及びデータ解析を継続します。【福岡大学】

#### ② 情報の提供

- 国の動向や自殺の実態、福岡市の対策や統計資料について、ホームページに掲載するとともに、研修や講演会で、市民や関係機関等への提供を行います。【精神保健福祉センター】
- 自殺に関する統計を記事にします。【報道機関】

### 2) 新たに取り組む事項

- 国における、子ども・若者及び女性等の自殺についての調査、コロナ禍における自殺についての調査等を踏まえ、より効果的な自殺対策について検討を進めます。【精神保健福祉センター】

### (3) 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る【★重点施策】

#### 1) 引き続き取り組む事項

##### ① ゲートキーパー※<sup>9</sup>の養成

- 自殺対策に携わる関係機関の職員に、ゲートキーパー※<sup>9</sup>研修を行います。特に、市職員、教職員など、市民に接する機会が多い人たちに対しては、自殺リスク要因の高まりなどの対象者の変化に気づくことができるよう啓発に努めます。【精神保健福祉センター】
- 身近な人の異変に気付くゲートキーパー※<sup>9</sup>の養成に独自または関係機関と協働して取り組み、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、自治協議会の役員、企業や学生など、あらゆる市民に対して、研修を実施します。【民生委員・児童委員、社会福祉協議会、各区保健福祉センター、精神保健福祉センター、福岡いのちの電話※<sup>14</sup>、福岡県立大学、市薬剤師会】
- 相談窓口や講演会、様々な機関の取組みを市民に伝えます。【報道機関】

##### ② 各分野における人材の資質の向上及び連携強化

- ゲートキーパー※<sup>9</sup>養成研修や支援者研修において、ゲートキーパー※<sup>9</sup>や支援者の心のケアにも配慮した内容にするとともに、自殺対策推進センターでゲートキーパー※<sup>9</sup>等の相談に対応します。【精神保健福祉センター】
- 自殺リスクの高い方や自殺未遂者、自死遺族等への支援対応力の向上に努めます。【県弁護士会、警察、精神保健福祉センター】
- ハイリスク者等を支援する各区保健福祉センター保健師、生活保護ケースワーカー、地域包括支援センター等相談機関の職員、救急隊員や救急病院職員等への対応力向上のための研修を実施します。【各区保健福祉センター、精神保健福祉センター】
- コロナ禍で深刻化した多重債務、事業不振、失業など自殺の背景となり得る社会的要因の相談に対応する相談員に対して、相談者の追いつめられた心理の理解など、メンタルヘルスの正しい知識の普及を図ります。【商工会議所、消費生活センター】
- 精神保健福祉関係者等に対してうつ病対応力向上研修を実施し、精神科医との連携によるうつ病等精神疾患の早期発見と早期対応を図ります。【精神保健福祉センター】
- かかりつけ医と弁護士会相談窓口との連携を図ります。【市医師会、県弁護士会】

## 2) 新たに取り組む事項

○ICTを活用し、動画配信やオンラインによるゲートキーパー※<sup>9</sup>の養成、研修事業に取り組めます。【精神保健福祉センター】

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

## (4) 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

### 1) 引き続き取り組む事項

#### ① 普及啓発

- メンタルヘルスに関する正しい知識の普及啓発に努め、こころの健康づくりを推進します。【各区保健福祉センター、保健医療局保健予防課】
- こころの病気の正しい理解と早期発見・早期治療の啓発を行います。【各区保健福祉センター】

#### ② 相談・支援

- こころの健康ガイドの配布等により相談窓口の周知を徹底するとともに、相談者に対し関係機関と連携し支援を行います。【各区保健福祉センター、保健医療局保健予防課】

#### ③ 災害時の支援

- 災害時の心のケアに取り組みます。【弁護士会、精神保健福祉センター】
- 災害に備え、「発災後の精神科医療の確保と災害時の心のケアについて」活動マニュアルを随時改定します。【保健医療局保健予防課】
- 大規模災害時に精神医療活動を行うことができるよう厚生労働省の災害派遣精神医療チーム(DPAT)研修に参加するなど人材の育成に取り組みます。【保健医療局保健予防課】

### 2) 新たに取り組む事項

- メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族に対してできる範囲で手助けをする人を増やすために、心のサポーター<sup>※21</sup>養成に取り組みます。【保健医療局保健予防課】

## (5) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

### 1) 引き続き取り組む事項

#### ① 各分野の連携強化

- 内科等のかかりつけ医と精神科医との連携強化のため連絡協議会や研修会の実施を通じて、連携体制の構築を図ります。【市医師会、県精神科病院協会、県精神神経科診療所協会、県精神保健福祉士協会、九州大学、福岡大学】
- 保健、医療、福祉、法律等の関係機関・団体での共同の相談会や研修会・講演会等の開催、各分野の専門家による自殺対策の支援者への支援等を通じて、各分野の連動性を高め、ネットワークの充実・強化を推進します。【県弁護士会、県司法書士会、県精神保健福祉士会、市医師会、県精神科病院協会、県精神科診療所協会、市救急病院協会、福岡産業保健総合支援センター、精神保健福祉センター】
- 内科医等対象にアルコール依存症に関する知識や専門医への連携方法についての研修を開催します。【市医師会】

#### ② 早期治療の促進

- うつ病スクリーニング自己チェック票を相談窓口を設置して、健康教育の際に活用し、状況に応じて適切な相談機関等へ引き継ぎます。【市医師会、市薬剤師会、各区保健福祉センター、精神保健福祉センター】
- 高齢者に対して、うつスクリーニングを含む「健康チェックリスト」を実施し、うつ状態が疑われる場合は、専門医紹介など個別支援を行います。【地域包括支援センター】
- 自殺の危険因子である統合失調症、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル依存症、発達障害などについての相談窓口の周知や早期発見・早期治療のための正しい知識の普及啓発に取り組みます。【各区保健福祉センター、精神保健福祉センター】

### 2) 新たに取り組む事項

#### ① 各分野の連携

- 救急医療現場における自殺企図者への標準的な初期対応を学ぶ「福岡PEECコース（救急医療における精神症状評価と初期診療）」や、メンタルヘルスファーストエイドジャパンのインストラクター及びエイダー研修を行います。【九州大学】



## ②早期治療の促進

- 思春期・青年期に自傷行為を繰り返す方についても、相談窓口の周知や早期発見・早期治療のための正しい知識の普及啓発を行います。【こども総合相談センター、精神保健福祉センター】

## (6) 社会全体の自殺リスクを低下させる

### 1) 引き続き取り組む事項

#### ① 相談

- 自殺問題に関する相談において、専門機関での相談支援、多職種による相談会、24時間年中無休の相談対応、フリーダイヤル、インターネット相談などを実施します。  
【県弁護士会、県司法書士会、精神保健福祉士協会、福岡いのちの電話※14、精神保健福祉センター】
- 各種相談窓口を記載したリーフレットや講演会などで、様々な機関の取組みを広報します。【各区保健福祉センター、精神保健福祉センター】
- 犯罪被害に関する相談を実施します。【県弁護士会、警察】
- 性的マイノリティ及び生活困窮者に対する相談を実施し、窓口を周知します。【県弁護士会、精神保健福祉センター、生活自立支援センター】
- 多重債務者、失業者、経営者等の相談、法的問題の相談を継続します。【県弁護士会、県司法書士会、消費生活センター、商工会議所】
- 自殺に関する相談電話を受ける電話ボランティア養成に努めます。【福岡いのちの電話※14】

#### ② 社会的リスクに対する様々な支援

- 高齢者や障がい者、子どもなどの見守り活動を継続します。【民生委員・児童委員】
- 高齢者の閉じこもり予防や地域住民との交流を図るための「ふれあいサロン」の開催や、高齢者が気軽に介護予防に取り組める拠点「よかトレ実践ステーション」の活動支援を実施します。【福祉局地域福祉課、社会福祉協議会、各区保健福祉センター】
- 引きこもりの方やその家族に対する相談支援を行い、関係機関との連携体制を進めます。【こども総合相談センター、精神保健福祉センター】
- 複合的に課題を抱える生活困窮者を包括的に支援するとともに、各区保健福祉センターや精神保健福祉センターなどの関係機関との連携を強化します。【生活自立支援センター】
- 性的マイノリティである当事者やその家族が孤立せず、悩みや情報を共有できるよう交流事業を実施するとともに、性的マイノリティに関する理解と認識を深めるための啓発冊子を発行するなど、市民や企業等に対する啓発を行います。【市民局人権推進課】
- 自殺の危険のある方の支援者を法的にサポートする「自死問題支援者法律相談」の充実・強化に努めます。【県弁護士会】
- インターネット上の自殺関連情報についてサイト管理者等への削除依頼や、インターネット上の自殺予告事案への迅速的確な対応を実施します。【警察】

## 2) 新たに取り組む事項

### ① 相談

○国や福岡県が実施する自殺予防SNS相談と連携して個別支援を行うとともに、相談窓口の情報発信を行います。【精神保健福祉センター】

### ② 社会的リスクに対する様々な支援

○学校や企業等の場においても、性的マイノリティに関する相談や人権問題に関する啓発などに取り組めます。【九州大学、福岡産業保健総合支援センター、商工会議所、教育委員会】

## (7) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ 【★重点施策】

### 1) 引き続き取り組む事項

#### ① 支援体制

- 自殺未遂者が抱える健康問題、経済・生活問題、家庭問題など様々な問題に対して必要な支援が受けられるよう、継続した支援体制作りに努めます。【各区保健福祉センター、精神保健福祉センター】
- 救急医療機関、救急外来と精神科医、相談機関の連携を強化し、自殺未遂者を適切に精神科医療につなげられるようなシステムの充実に努めます。【市医師会、市救急病院協会、九州大学、福岡大学、精神保健福祉センター】

#### ② 相談

- 「ベッドサイド相談」について更に周知を図るとともに、医療機関以外でも相談者の自宅等、必要なニーズに対して訪問型の相談支援を継続します【県司法書士会】
- 自殺に関する問題を抱えた方の周囲の支援者を法的にサポートする「自死問題支援者法律相談」の充実に努めます。【県弁護士会、県精神保健福祉士協会】
- 各相談機関や救急車内にリーフレットを設置し、自殺未遂者とその家族へ必要な情報を提供します。【警察、消防局、市救急病院協会、精神保健福祉センター】
- 自殺未遂者及びその家族からの相談への対応、支援困難な事例について支援機関との事例検討等を行います。【精神保健福祉センター】

#### ③ 研修

- 「福岡PEECコース（救急医療における精神症状評価と初期診療）」、「救急患者精神科継続支援研修会（救命救急センターに搬送された自殺未遂者の自殺企図の再発防止に対する複合的ケースマネジメントに関する研修会、日本自殺予防学会主催）」など支援者の自殺問題に対する研修等を実施します。【九州大学、福岡大学】
- 救急医療機関職員等に対する自殺未遂者支援研修を実施します。【精神保健福祉センター】

### 2) 新たに取り組む事項

- 自殺未遂者本人が抱える課題を把握し、退院後円滑に精神科医療や様々な分野の支援機関につなげる仕組みづくりの検討を行います。【精神保健福祉センター】

## (8) 遺された人への支援を充実する 【★重点施策】

### 1) 引き続き取り組む事項

#### ① 自死遺族の集い(わかちあい)

○リメンバー福岡<sup>※13</sup>自死遺族の集いを継続して開催します。また、集いに関するリーフレット、自死遺族のメッセージ集を活用し、遺族が参加するきっかけづくりに取り組みます。【リメンバー福岡<sup>※13</sup>、県精神科病院協会、精神保健福祉センター】

#### ② 啓発

○自死遺族支援に関する相談窓口一覧やリメンバー福岡<sup>※13</sup>自死遺族の集い及び遺児の集い(自死遺児を含む)のリーフレット類を医療機関、葬祭場、各相談窓口に設置し配布します。【精神保健福祉センター】

○ミニセミナーの開催などにより、自死遺族支援への理解の促進に努めます。【リメンバー福岡<sup>※13</sup>】

○公的機関職員の自死遺族への適切な対応支援の質の向上に努めます。【警察、精神保健福祉センター】

#### ③ 相談

○自死遺族が抱える深刻で複雑な問題に対する「自死遺族法律相談」の充実に努めます。【県弁護士会、精神保健福祉センター】

○自死遺族が抱える深刻で複雑な問題に対する「自死遺族外来」の充実に努めます。【福岡大学】

○家族に自殺者・未遂者がいる子どもへの心理的サポートとなるよう継続して取り組みます。【こども総合相談センター】

### 2) 新たに取り組む事項

○オンラインによる他都市の自助グループとの分かち合いの会を開催します。【リメンバー福岡<sup>※13</sup>】

○新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた運営方法やスタッフの確保など、リメンバー福岡<sup>※13</sup>の安定的な活動に対する支援について検討します。【精神保健福祉センター】

## (9) 民間団体との連携を強化する

### 1) 引き続き取り組む事項

#### ① 連携・支援

- 福岡いのちの電話※14、リメンバー福岡※13と福岡市が連携・協力して、自殺予防電話相談や自死遺族支援を継続して実施します。【福岡いのちの電話※14、リメンバー福岡※13、精神保健福祉センター】
- 自殺に関する相談電話を受ける電話ボランティア養成に努めます。【福岡いのちの電話※14】
- 他機関からの研修講師依頼に対し、講師派遣を行います。【リメンバー福岡※13、精神保健福祉センター】
- 民間団体の活動に対して広報等の支援を行います。【精神保健福祉センター】

### 2) 新たに取り組む事項

- 様々な分野で活動する地域の民間団体の情報収集を行うとともに、それらの活動は生きることの包括的支援として自殺対策にもつながり得ることから、各団体に対して自殺対策への理解促進、連携協力について啓発します。【精神保健福祉センター、保健医療局保健予防課、各区保健福祉センター】

## (10) 子ども・若者の自殺対策を更に推進する 【★重点施策】

### 1) 引き続き取り組む事項

#### ① 学校における児童生徒への教育

- 児童生徒を対象とした命の大切さを実感できる教育とSOSの出し方教育を推進し、心の病気や相談することの大切さを理解できるよう関係機関が連携して取り組む環境を整えます。【教育委員会】
- 小・中学校でいじめ問題等をテーマにゲストティーチャーの派遣を行います。【県弁護士会】
- 学校薬剤師活動において「市販薬を含む薬物の乱用防止およびくすり教育」を子どもたちに行います。【市薬剤師会】
- 医薬品の適正な取扱いの啓発及び教育を引き続き実施します。【市薬剤師会】

#### ② 学校における児童生徒への相談・支援体制

- スクールカウンセラー※<sup>10</sup>やスクールソーシャルワーカー※<sup>16</sup>、教育相談コーディネーター※<sup>17</sup>を配置し、こども総合相談センター等の関係機関とも連携しながら、いじめや不登校などの課題を抱える子どもへの支援を行います。【教育委員会】
- 楽しい学校生活を送るためのアンケート(Q-Uアンケート※<sup>15</sup>)やSNSを活用した教育相談等により、児童生徒を対象にした教育相談の充実に努めます。【教育委員会】
- 命の大切さを実感できる教育、SOSの出し方教育、教育相談、いじめ対策等に積極的に取り組み、自殺の危険因子を見逃さないよう、教職員の意識の啓発を図ります。【教育委員会】
- 児童生徒の身近な存在である教職員が自殺予防に関する知識を高めることで、教職員の児童生徒への対応力向上を目指した、学校における自殺予防研修を継続して実施します。【教育委員会、精神保健福祉センター】

#### ③ 高校生・大学生等への支援

- 大学生等を対象としたゲートキーパー※<sup>9</sup>研修を実施するとともに、高校生・大学生等に対して、自殺予防に関する相談窓口等の情報を提供します。【精神保健福祉センター】

## ④ 子ども・若者への支援

- 24時間電話相談や市立の小・中・高校、特別支援学校の児童生徒に貸し出されているタブレット端末によるSNSを活用したチャットや音声通話による相談支援を実施し、子ども本人やその家族・関係者の相談に応じることにより、自殺予防に取り組みます。【こども総合相談センター】
- 「子どもの権利110番」という子どもの悩みに直接答える相談窓口の充実と周知を図ります。【県弁護士会】
- 生きづらさを抱えた若者も含め、中高生を中心とした若者が誰でも気軽に立ち寄り、自由な時間を過ごすことができる「若者の居場所」を提供するとともに、地域で居場所づくりを行う団体を支援します。【こども未来局こども健全育成課】
- 福岡大学病院に搬送された若年者（10代）の精神科的評価と心理社会的支援を継続し、データの解析からニーズを把握し、関係機関の連携体制強化を図ります。【福岡大学】
- 発達障がい者支援センターを中心に、各機関が連携を図りながら、自閉症などの発達障害のある子どもとその家族に対して、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じた一貫した支援に取り組みます。【発達障がい者支援センター】
- 若者総合相談センターで社会生活を営む上で困難な状況にある若者や家族からの相談に応じ、行政機関及び民間団体等と連携した切れ目のない支援を実施します。【こども未来局こども健全育成課】

## 2) 新たに取組む事項

- 長期休業前後の時期にかけて、児童生徒向けの自殺予防の取組みに関する周知を強化します。【教育委員会、精神保健福祉センター】
- 大学等を対象としたゲートキーパー<sup>※9</sup>研修に更に取り組みます。【大学機関、精神保健福祉センター】



## (11) 勤務問題による自殺対策を更に推進する

### 1) 引き続き取り組む事項

#### ① 労働環境改善、相談窓口体制整備

- 働き方改革を推進し、事業場規模に関係なく長時間労働の改善に取り組むとともに、事業主及び労働者に対して、長時間労働による健康影響を指導します。【福岡労働局、福岡産業保健総合支援センター】
- 働き方改革の相談支援を実施します。【福岡労働局】
- ストレスチェック※18制度導入によるセルフケアの普及を推進します。また、その集団分析の結果をもとに事業場の環境改善を実施します。【福岡産業保健総合支援センター、福岡労働局】
- 事業主、管理監督者及び労働者に対して、メンタルヘルスについての正しい知識の普及啓発及び相談窓口の充実を図ります。【福岡産業保健総合支援センター】
- 「労働者の心の健康の保持増進のための指針※22」の普及啓発を図ります。【福岡産業保健総合支援センター、福岡労働局】
- 弁護士会の各相談センターでの労働相談を無料で実施します。【県弁護士会】
- メンタルヘルス対策セミナーを産業保健部門と地域保健部門協働で開催します。【福岡産業保健総合支援センター、福岡労働局、精神保健福祉センター】
- がん等疾病を有する労働者の治療と仕事の両立支援対策を関係機関と連携し推進します。【福岡産業保健総合支援センター】
- 企業へ「働き方の見直し」に向け働きかけます。【福岡労働局、福岡産業保健総合支援センター】
- ハラスメント対策として、広く市民や労使に向けた周知・啓発、相談や指導を行い、ハラスメント防止に取り組みます。【福岡産業保健総合支援センター、商工会議所、福岡労働局】

### 2) 新たに取り組む事項

- メンタルヘルスセミナーの協働機関に労働基準監督署を加え、労働者50人未満の中小企業にセミナー参加を働きかけます。【福岡労働局】

## (12) 女性の自殺対策を更に推進する 【新規】【★重点施策】

### 1) 引き続き取り組む事項

#### ① 妊産婦に対する支援の充実

○母子健康手帳交付の際に、助産師等の専門職がすべての妊婦と面談を行うとともに、妊娠期から支援が必要な方について、関係機関と連携を図り支援を行います。

【各区保健福祉センター】

○生後2～3か月の乳児のいる家庭への保健師等による全戸訪問を実施し、育児不安が高まる産後について早期の支援に取り組みます。【各区保健福祉センター】

○乳児のいる家庭を民生委員・児童委員が訪問することで、地域と子育て家庭のつながりをつくる「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施します。【民生委員・児童委員】

○産科医療機関と福岡市との連携により、妊娠期からの妊産婦の支援に努めます。【市医師会、各区保健福祉センター】

○産後間もない時期の子育て家庭への産後ケア・産後ヘルパー派遣事業により産後も安心して子育てできる体制を確保します。【こども未来局こども健やか課】

○乳児の家庭訪問の際に母親に対してエジンバラ産後うつ病質問票によるスクリーニングを実施し、うつ状態が疑われた場合などは、関係機関と連携するなど個別の状況に応じた支援を行います。【各区保健福祉センター】

○乳幼児とその保護者を対象とした教室等において、育児指導や相談を行い、産後早期の育児不安の解消及びうつ病等メンタルヘルスに関する知識の普及に努めます。【各区保健福祉センター】

○産前・産後母子支援センター「こももティエ」<sup>※11</sup>において妊娠早期からの妊娠葛藤等の相談に応じ、各区保健福祉センターと連携しながら、特定妊婦<sup>※12</sup>等への訪問支援、産前・産後の入所による生活支援、養育支援を引き続き実施します。【こども未来局こども家庭課】

#### ② コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援

○NPOの知見やノウハウを活用し、「つながりサポート相談室」にて、電話・面談等による相談や家庭訪問を行うなど、コロナ禍で不安や困難を抱える女性に寄り添ったきめ細かな支援を行います。【市民局男女共同参画課】

○女性の起業セミナーや再就職応援セミナーを開催し、女性の就労を支援します。【商工会議所】

### ③ 悩みを抱える女性への支援

- 夫婦や家族、職場の人間関係の悩みやパートナーからの暴力などの相談に応じます。【市民局事業推進課】
- 福岡市DV防止基本計画に基づき、配偶者等からの暴力の防止に向けた意識啓発・相談体制の充実・保護体制の充実・被害者の自立のための支援・関係機関との連携に取り組めます。【こども未来局こども家庭課】
- DV被害者等自立生活援助事業により、アウトリーチ型の支援も踏まえた自立支援等を実施します。【こども未来局こども家庭課】

## 2) 新たに取り組む事項

- 女性を対象とした「うつ病予防教室」を実施し、困難を抱える女性の心の健康の増進を図ります。【各区保健福祉センター】
- 女性の自殺対策に資する、国における女性の自殺についての調査、コロナ禍における調査等の情報を発信します。【精神保健福祉センター】
- 市民の心のサポーター養成に取り組む中で、女性に対してもメンタルヘルスの知識の普及を図ります。【保健医療局保健予防課】

## 2 重点的に推進する四つの施策

福岡市では、平成29年度に策定した自殺対策総合計画において、「①様々な分野におけるゲートキーパー※<sup>9</sup>の養成と支援（取組施策：「自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る」）」、「②自殺未遂者支援、自死遺族支援の強化（取組施策：「自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ」「遺された人への支援を充実する」）」、「③若年層、児童生徒への自殺予防に資する教育の推進（取組施策：「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」）」の三つの施策を、重点的に推進すべき施策と位置づけ取り組んできました。自殺者数は令和元年まで減少傾向となり、一定の成果は上げられたものの、コロナ禍において自殺の要因となりうる様々な問題が顕在化したことなどにより、以降は増加しております。若者の死因の第1位を自殺が占めていること、自殺リスクが高い自殺未遂者に係る救急医療機関と精神科医療機関及び相談機関との更なる連携が必要であることなど、今後も継続した取組みが必要な課題もあり、加えてコロナ禍で女性の自殺者数が増加したことも見逃せません。

このような状況を踏まえ、本計画においては、前計画の重点施策を継続するとともに新たな重点施策として「④女性特有の視点を踏まえた自殺対策」を追加し、関係機関の連携・協働を更に充実させ、より実効性のある取組みを行っていきます。

なお、重点的に推進する施策については、自殺対策協議会※<sup>5</sup>において、各関係機関・団体の取組状況を報告し、成果等を含めた進捗管理を行っていきます。

### <本計画において重点的に推進する施策>

- ①様々な分野におけるゲートキーパー※<sup>9</sup>の養成と支援  
【取組施策】(3) 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- ②自殺未遂者支援、自死遺族支援の強化  
【取組施策】(7) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ  
(8) 遺された人への支援を充実する
- ③若年層、児童生徒への自殺予防に資する教育の推進  
【取組施策】(10) 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
- ④女性特有の視点を踏まえた自殺対策  
【取組施策】(12) 女性の自殺対策を更に推進する